

災害時における新庄市、高萩市及び角館町相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県新庄市、茨城県高萩市及び、秋田県角館町（以下「関係市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、関係市町いずれかの区域に災害（同法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設等の提供
- (7) ~~⑦~~ 全各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町は、当該応援の要請に応ずるものとする。ただし、被災市町との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として被災市町の負担とする。

(2) 派遣職員が1ヶ月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」平成7年2月23日付自治省行政局公務員部公務員課長通知を準用するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者をおくものとする。

- (1) 新庄市環境課長
- (2) 高萩市総務部庶務課長
- (3) 角館町町民生活課長

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
- (2) 関係市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して定めるものとする。

(適用日)

第9条 この協定は、平成8年7月27日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年7月27日

山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長

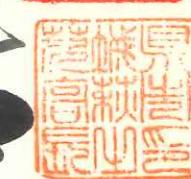
高橋第一郎



茨城県高萩市本町1丁目100番地

高萩市長

大久保清



秋田県仙北郡角館町東勝楽丁19

角館町長

高橋雄七

